平成２１年（フ）第１８１２号
名古屋市守山区幸心４丁目201番地　幸心住宅８棟701号、申立時の住民票上の住所愛知県春日井市美濃町２丁目214番地１　エスペラントM201号
債務者　畑中　理恵
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３４５号
名古屋市港区春田野３丁目408番地　レインボーベル203号
債務者　有村　政治
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５３５号
愛知県大府市柊山町２丁目253番地
債務者　伊藤　達也
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６６１号
名古屋市天白区一つ山１丁目67番地　一つ山荘東Ｔ－２棟101号
債務者　蘭丸エムジーケーこと　森　　国正
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７８８号
愛知県春日井市高蔵寺町２丁目113番地
債務者　深谷　有香
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７９５号
名古屋市天白区向が丘２丁目1105番地　グリーンヒル平針１Ｃ号
債務者　髙木　秀夫
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３０号
名古屋市中区新栄２丁目39番15号　第６ハセビル403号
債務者　髙舘　拓哉
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４３号
愛知県春日井市柏原町５丁目40番地　コーポヨシ101号
債務者　松村　　亮
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０７号
愛知県刈谷市東刈谷町１丁目８番地10　センチュリーコート101号
債務者　周　　綉典
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋226番地　グランメゾンＫＳ102号
債務者　田村佳志徳
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
愛媛県今治市郷桜井２丁目３番10号、旧住所愛媛県今治市常盤町８丁目２番23号
債務者　伊藤ゆかり（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第８５号
愛媛県越智郡上島町岩城2454番地　鳩岡団地58号
債務者　濱元　道男
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第５３６号
埼玉県狭山市大字北入曽1318番地の１　エマーブル北上103
債務者　鷹島　　功
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４９号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金803番地102、前住所埼玉県入間郡毛呂山町目白台３丁目８番地11
債務者　古谷　徳和
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５５０号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金803番地102、前住所埼玉県入間郡毛呂山町目白台３丁目８番地11
債務者　古谷　恭子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５８４号
埼玉県飯能市大字平松73番地１　平松団地８－407
債務者　高橋　昭夫
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３９６号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字福塚207番地
債務者　村瀬　敏春
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部